

# 東浦町地域防災計画（風水害等災害対策計画）案

## 新旧対照表



風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁                    | 現行（令和7年2月修正）   | 修正（2026年3月修正）   | 備考              |                      |   |                    |   |             |  |   |     |    |                      |   |                   |   |             |  |           |
|----------------------|--|---|-----------------|----------------------|---|--------------------|---|-------------|--|---|-----|----|----------------------|---|-------------------|---|-------------|--|-----------|
|                      | <b>第1編 総則</b>  | <b>第1編 総則</b>   |                 |                      |   |                    |   |             |  |   |     |    |                      |   |                   |   |             |  |           |
|                      | <b>第2章 基本理念及び重点を置くべき事項</b>   | <b>第2章 基本理念及び重点を置くべき事項</b>  |                 |                      |   |                    |   |             |  |   |     |    |                      |   |                   |   |             |  |           |
|                      | <b>第1節 防災の基本理念</b>   | <b>第1節 防災の基本理念</b>  |                 |                      |   |                    |   |             |  |   |     |    |                      |   |                   |   |             |  |           |
| 3                    | <p>(略)</p> <p>町、県を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、町民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(略)</p>   | <p>(略)</p> <p>町、県を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、町民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。</p> <p><u>さらに、県及び町は、内閣府等と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難生活環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> | 防災基本計画修正を踏まえた修正 |                      |   |                    |   |             |  |   |     |    |                      |   |                   |   |             |  |           |
|                      | <b>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>  | <b>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>   |                 |                      |   |                    |   |             |  |   |     |    |                      |   |                   |   |             |  |           |
|                      | <b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>  | <b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>   |                 |                      |   |                    |   |             |  |   |     |    |                      |   |                   |   |             |  |           |
| 7                    | <p>(略)</p> <p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海旅客鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社</td> <td>(1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。<br/>(2) 災害により線路が不通となった場合、列車の運転、休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。<br/>(3) 死傷者の救護及び処置を行う。</td> </tr> <tr> <td><u>西日本電信電話株式会社</u></td> <td>(1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。<br/>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。<br/>(3) 防災応急対策を実施するため必要な公衆通信施設の整備を行う。<br/>(4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。<br/>(5) 災害時における公衆通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。<br/>(6) 気象等警報を県、町へ連絡する。<br/>(7) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。</td> </tr> <tr> <td>中部電力株式会社(※)</td> <td>(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに発災後は、被災状況を調査し、その早期回復を図る。<br/>(2) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。<br/>(※) 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む（以降同じ。）。</td> </tr> </tbody> </table> | 機関名   | 内容              | 東海旅客鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社 | (1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。<br>(2) 災害により線路が不通となった場合、列車の運転、休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。<br>(3) 死傷者の救護及び処置を行う。 | <u>西日本電信電話株式会社</u> | (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。<br>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。<br>(3) 防災応急対策を実施するため必要な公衆通信施設の整備を行う。<br>(4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。<br>(5) 災害時における公衆通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。<br>(6) 気象等警報を県、町へ連絡する。<br>(7) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。 | 中部電力株式会社(※) | (1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに発災後は、被災状況を調査し、その早期回復を図る。<br>(2) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。<br>(※) 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む（以降同じ。）。 | <p>(略)</p> <p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海旅客鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社</td> <td>(1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。<br/>(2) 災害により線路が不通となった場合、列車の運転、休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。<br/>(3) 死傷者の救護及び処置を行う。</td> </tr> <tr> <td><u>NTT西日本株式会社</u></td> <td>(1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。<br/>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。<br/>(3) 防災応急対策を実施するため必要な公衆通信施設の整備を行う。<br/>(4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。<br/>(5) 災害時における公衆通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。<br/>(6) 気象等警報を県、町へ連絡する。<br/>(7) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。</td> </tr> <tr> <td>中部電力株式会社(※)</td> <td>(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに発災後は、被災状況を調査し、その早期回復を図る。<br/>(2) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。<br/>(※) 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む（以降同じ。）。</td> </tr> </tbody> </table> | 機関名 | 内容 | 東海旅客鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社 | (1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。<br>(2) 災害により線路が不通となった場合、列車の運転、休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。<br>(3) 死傷者の救護及び処置を行う。 | <u>NTT西日本株式会社</u> | (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。<br>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。<br>(3) 防災応急対策を実施するため必要な公衆通信施設の整備を行う。<br>(4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。<br>(5) 災害時における公衆通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。<br>(6) 気象等警報を県、町へ連絡する。<br>(7) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。 | 中部電力株式会社(※) | (1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに発災後は、被災状況を調査し、その早期回復を図る。<br>(2) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。<br>(※) 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む（以降同じ。）。 | 社名変更による修正 |
| 機関名                  | 内容   |   |                 |                      |   |                    |   |             |  |   |     |    |                      |   |                   |   |             |  |           |
| 東海旅客鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社 | (1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。<br>(2) 災害により線路が不通となった場合、列車の運転、休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。<br>(3) 死傷者の救護及び処置を行う。  |   |                 |                      |   |                    |   |             |  |   |     |    |                      |   |                   |   |             |  |           |
| <u>西日本電信電話株式会社</u>   | (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。<br>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。<br>(3) 防災応急対策を実施するため必要な公衆通信施設の整備を行う。<br>(4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。<br>(5) 災害時における公衆通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。<br>(6) 気象等警報を県、町へ連絡する。<br>(7) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。  |   |                 |                      |   |                    |   |             |  |   |     |    |                      |   |                   |   |             |  |           |
| 中部電力株式会社(※)          | (1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに発災後は、被災状況を調査し、その早期回復を図る。<br>(2) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。<br>(※) 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む（以降同じ。）。   |   |                 |                      |   |                    |   |             |  |   |     |    |                      |   |                   |   |             |  |           |
| 機関名                  | 内容   |   |                 |                      |   |                    |   |             |  |   |     |    |                      |   |                   |   |             |  |           |
| 東海旅客鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社 | (1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。<br>(2) 災害により線路が不通となった場合、列車の運転、休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。<br>(3) 死傷者の救護及び処置を行う。  |   |                 |                      |   |                    |   |             |  |   |     |    |                      |   |                   |   |             |  |           |
| <u>NTT西日本株式会社</u>    | (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。<br>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。<br>(3) 防災応急対策を実施するため必要な公衆通信施設の整備を行う。<br>(4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。<br>(5) 災害時における公衆通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。<br>(6) 気象等警報を県、町へ連絡する。<br>(7) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。  |   |                 |                      |   |                    |   |             |  |   |     |    |                      |   |                   |   |             |  |           |
| 中部電力株式会社(※)          | (1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに発災後は、被災状況を調査し、その早期回復を図る。<br>(2) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。<br>(※) 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む（以降同じ。）。   |   |                 |                      |   |                    |   |             |  |   |     |    |                      |   |                   |   |             |  |           |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁  | 現行（令和7年2月修正）   | 修正（2026年3月修正）   | 備考   |
|----|--|---|--|
|    | <b>第2編 災害予防</b>  | <b>第2編 災害予防</b>   |  |
|    | <b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>   | <b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>  |  |
| 10 | <b>第1節 防災協働社会の形成推進（追記）</b>   | <b>第1節 防災協働社会の形成推進（防災課・ふくし課・住民自治課・商工農政課）</b>  |  |
| 10 | <p>(略)</p> <p>4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>(1) 町内の一定の地区内の住民及び<u>当該地区に事業所を有する事業者</u>は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>   | <p>(略)</p> <p>4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>(1) 町内の一定の地区内の住民及び<u>公共的団体又は民間の団体</u>は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>   | 防災基本計画修正を踏まえた修正  |
| 11 | <b>第2節（追記）自主防災組織（追記）・ボランティアとの連携（追記）</b>  | <b>第2節 消防団・自主防災組織の育成強化、ボランティアとの連携（防災課・ふくし課・障がい福祉課・教育課・住民自治課、社会福祉協議会）</b>  |  |
| 11 | <p><u>（追記）</u></p> <p><u>1 自主防災組織の設置・育成</u><br/>(略)</p> <p><u>2 自主防災組織等の環境整備</u><br/>町及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。</p> <p><u>3 連携体制の確保</u></p> <p>4 自主防災組織の活動<br/>(略)</p> | <p><u>1 消防団の充実強化</u><br/>町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</p> <p><u>2 自主防災組織の設置・育成</u><br/>(略)</p> <p><u>3 自主防災組織等の環境整備</u><br/>町は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団、<u>自主防災組織、防災士等の多様な主体</u>との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>4 自主防災組織の活動<br/>(略)</p> | <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画を踏まえた修正及び「あいち広域ボランティア・NPO支援本部」の設置に伴う修正</p> |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁  | 現行（令和7年2月修正）   | 修正（2026年3月修正）  | 備考 |
|----|--|--|----|
| 12 | <p>(3) 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進</p> <p>ア 防災関係団体ネットワーク化</p> <p>町は、自主防災組織がNPO・ボランティア等、消防団、学校、企業、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>イ 災害ボランティアセンター</p> <p>町は、災害発生時における<u>(追記)</u> 官民連携体制の強化を図るため、<u>(追記)</u> 町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> | <p>(3) 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進</p> <p>ア 防災関係団体ネットワーク化</p> <p>町は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、学校、企業、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施に関する支援及び指導に努めるものとする。</p> <p><u>また、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。</u></p> <p>イ 災害ボランティアセンター</p> <p>町は、災害発生時における<u>ボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するとともに、</u>官民連携体制の強化を図るため、<u>災害ボランティアセンターの設置場所や資器材の確保、ボランティアコーディネーターの派遣等の手続きの整備、立ち上げ、運営に係る訓練の実施など受援体制の構築・強化を図る。</u></p> <p><u>また、本計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>5 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進</u></p> <p><u>(1) 防災リーダーの養成</u></p> <p><u>県及び町は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進</u></p> <p><u>防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、県及び町は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。</u></p> <p><u>また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資機材などを整備し、町は防災リー</u></p> |    |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁 | 現行（令和7年2月修正）       | 修正（2026年3月修正）   | 備考 |
|---|--------------------|---|----|
|   | <p><u>(追記)</u></p> | <p><u>ダーを積極的に活用するものとする。</u></p> <p><u>6 防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化</u></p> <p><u>(1) 防災ボランティア活動の普及・啓発</u><br/> <u>県及び町は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。</u></p> <p><u>(2) ボランティアによる防災活動への参加促進</u><br/> <u>県及び町は、ボランティア休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への県民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>(3) 避難所運営等に取り組むボランティア人材の育成・確保</u><br/> <u>県及び町は、NPO・ボランティア等と連携して、避難生活リーダー/サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>(4) ボランティアコーディネーターの確保</u><br/> <u>県及び町は、行政、町民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。</u><br/> <u>このため、県及び町は、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。</u><br/> <u>なお、町は、養成したコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。</u></p> <p><u>(5) 災害ボランティアセンターの設置</u><br/> <u>町は、災害時に災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）を円滑に設置できるようあらかじめ設置</u></p> |    |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁  | 現行（令和7年2月修正）  | 修正（2026年3月修正）  | 備考             |
|----|---|--|----------------|
|    | <p><u>5 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進</u></p> <p><u>6 防災ボランティア団体等との連携</u></p>  | <p><u>場所を定め、「東浦町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づいて、必要な資機材を確保するものとする。</u></p> <p><u>イ 町は、災害時にボランティアセンターを設置するため、東浦町社会福祉協議会との連絡体制を整備する。</u></p> <p><u>ウ 町は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。</u></p> <p><u>エ 町は、防災訓練等において、東浦町社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体とボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> | <p>記載場所の整理</p> |
| 13 | <b>第3節 企業防災の促進（追記）</b>  | <b>第3節 企業防災の促進（防災課・商工農政課）</b>  |                |
|    | <b>第2章 水害予防対策</b>   | <b>第2章 水害予防対策</b>  |                |
| 15 | <b>第1節 河川防災対策（追記）</b>   | <b>第1節 河川防災対策（土木管理課・水循環管理課）</b>  |                |
| 15 | <p>(略)</p> <p>3 河川情報等の提供</p> <p>町は、水防活動を行う上で、必要な河川監視カメラの画像を住民の自主避難や迅速かつ的確な避難体制の確保を図るため、インターネットにより公開<u>を行う</u>。</p> <p>(略)</p>   | <p>(略)</p> <p>3 河川情報等の提供</p> <p>町は、水防活動を行う上で、必要な河川監視カメラの画像を住民の自主避難や迅速かつ的確な避難体制の確保を図るため、インターネットにより公開<u>する</u>。</p> <p>(略)</p>   | <p>表記の整理</p>   |
| 15 | <b>第2節 雨水出水対策（追記）</b>   | <b>第2節 雨水出水対策（水循環管理課）</b>  |                |
| 16 | <b>第3節 浸水想定区域における対策（追記）</b>   | <b>第3節 浸水想定区域における対策（防災課・土木管理課・水循環管理課）</b>  |                |
| 16 | <p>(略)</p> <p>2 町地域防災計画に定める事項</p> <p>(略)</p> <p>(4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地（ただし、イの施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。）</p> <p>(略)</p> <p>イ 大規模な工場その他の施設で<u>あつて</u>国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもので</p> | <p>(略)</p> <p>2 町地域防災計画に定める事項</p> <p>(略)</p> <p>(4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地（ただし、イの施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。）</p> <p>(略)</p> <p>イ 大規模な工場その他の施設で<u>あつて</u>国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するものでその</p>  | <p>表記の整理</p>   |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁  | 現行（令和7年2月修正）  | 修正（2026年3月修正）  | 備考            |
|----|---|--|---------------|
|    | その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの<br>(略)  | 洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの<br>(略)   |               |
| 18 | <u>第4節 海岸防災対策（追記）</u>   | <u>第4節 海岸防災対策（建設企画課・土木管理課）</u>   |               |
| 18 | <u>第5節 農地防災対策（追記）</u>   | <u>第5節 農地防災対策（土木管理課）</u>   |               |
|    | <b>第3章 土砂災害等予防対策</b>  | <b>第3章 土砂災害等予防対策</b>   |               |
| 19 | <u>第1節 土地利用の適正誘導（追記）</u>  | <u>第1節 土地利用の適正誘導（防災課・都市デザイン課）</u>  |               |
| 19 | <u>第2節 土砂災害の防止（追記）</u>  | <u>第2節 土砂災害の防止（防災課・ふくし課・障がい福祉課・都市整備課・建築施設課・土木管理課）</u>  |               |
| 20 | <u>第3節 土砂災害対策（追記）</u>   | <u>第3節 土砂災害対策（防災課・都市デザイン課・建築施設課・土木管理課）</u>   |               |
| 20 | <u>第4節 地盤災害対策（追記）</u>   | <u>第4節 地盤災害対策（土木管理課）</u>   |               |
| 20 | <u>第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策（追記）</u>  | <u>第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策（防災課・土木管理課）</u>  |               |
| 21 | <u>第6節 宅地造成（追記）の規制誘導（追記）</u>  | <u>第6節 宅地造成等の規制誘導（防災課・建築施設課）</u>   |               |
| 21 | 1 宅地造成（追記）工事規制区域（追記）<br>(略)   | 1 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等工事規制区域<br>(略)  | 表記の整理         |
|    | <b>第4章 事故・火災等予防対策</b>   | <b>第4章 事故・火災等予防対策</b>  |               |
| 22 | <u>第1節 鉄道災害対策（追記）</u>   | <u>第1節 鉄道災害対策（都市整備課）</u>   |               |
| 22 | <u>第2節 道路災害対策（追記）</u>   | <u>第2節 道路災害対策（防災課・土木管理課）</u>   |               |
| 22 | <u>第3節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策（追記）</u>  | <u>第3節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策（防災課・知多中部広域事務組合）</u>   |               |
| 23 | <u>第4節 林野火災対策（追記）</u>   | <u>第4節 林野火災対策（防災課・知多中部広域事務組合）</u>  |               |
| 23 | (略)<br>1 林野火災予防思想の普及、啓発<br><u>（追記）住民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。特に、林野火災の危険性の高い地域には注意心を喚起する。</u><br><br><u>（追記）</u> | (略)<br>1 林野火災予防思想の普及、啓発<br><u>ア 中部森林管理局、県及び町は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会にSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、住民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。</u><br><u>イ 中部森林管理局、県及び町は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、広報資料、ポスター等有効な手段を通じて県民に強く防火思想の普及、啓発を図る。</u> | 防災基本計画を踏まえた修正 |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁 | 現行（令和7年2月修正）   | 修正（2026年3月修正）  | 備考 |
|---|--|--|----|
|   | <p>2 林野パトロール等<br/> <u>(追記)</u> 林野火災の未然防止を図るため、特に林野火災の多発時期にはパトロール及び啓発活動の強化等を関係者に依頼する。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>(追記)</u></p> | <p>2 林野パトロール等<br/> <u>中部森林管理局、県及び町は、</u>林野火災の未然防止を図るため、特に林野火災の多発時期にはパトロール及び啓発活動の強化等を関係者に依頼する。</p> <p>3 <u>林野火災に対する警戒の強化</u><br/> <u>県及び町は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、町は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有する。</u><br/> <u>町は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表し、周知するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。</u></p> <p>4 <u>林野所有者（管理者）に対する指導</u><br/> <u>町は、林野所有者（管理者）に対し、防火線の設置、防火性のある樹種の植栽等による森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。</u></p> <p>5 <u>防火用水の整備</u><br/> <u>中部森林管理局、県及び町は、各種事業の工作物と自然水を防火用として活用できるよう整備を図る。また、町は、防火水槽、簡易防火用水など初期消火のための施設を配備し、県は、これらの施設の配備を促進する。</u></p> <p>6 <u>予防機材等の整備</u><br/> <u>中部森林管理局、県及び町は、林野火災の発生の危険性が高い地域に予防機材、初期消火機材等の配備を図る。</u></p> <p>7 <u>林野火災を想定した消防計画等の策定・必要な資機材の整備</u><br/> <u>町は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備する。</u></p> |    |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁    | 現行（令和7年2月修正）   | 修正（2026年3月修正）   | 備考 |
|------|--|---|----|
|      |  | <p><u>また、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両、可搬式消火機材等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化する。</u></p> <p><u>さらに、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進する。</u></p>  |    |
| (追記) |  | <p><u>8 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</u></p> <p><u>林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、町は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行う。</u></p> |    |
| (追記) |  | <p><u>9 ヘリコプターによる空中消火の積極的な推進</u></p> <p><u>町は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備を推進する。</u></p>   |    |
| (追記) |  | <p><u>10 消防団の訓練及び資機材等の充実</u></p> <p><u>町は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図る。</u></p>  |    |
| (追記) |  | <p><u>11 訓練の実施</u></p> <p><u>町は、広域応援など様々な状況を想定し、消防計画や林野火災防御図等を活用した、より実践的な消火等の訓練を実施する。</u></p>   |    |
|      | <p><u>3 林野所有（管理）者に対する指導</u></p> <p><u>林野所有（管理）者に対し、火入れの際には、森林法に基づいて実</u></p> | <p><u>(削除)</u></p>  |    |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁  | 現行（令和7年2月修正）   | 修正（2026年3月修正）  | 備考                                |
|----|--|--|-----------------------------------|
|    | <u>施し、消防機関及び隣地所有者との連絡を十分にとり、安全を期するよう指導する。</u>  |  |                                   |
|    | <b>第5章 交通・ライフライン関係施設の安全化</b>   | <b>第5章 交通・ライフライン関係施設の安全化</b>   |                                   |
| 24 | <b>第1節 交通施設（追記）</b>  | <b>第1節 交通施設（防災課・建設企画課・土木管理課）</b>   |                                   |
| 24 | (略)<br>また、 <u>(追記)</u> 道路の冠水による事故を未然に防止するため、 <u>(追記)</u> 道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。  | (略)<br>また、 <u>アンダーパス部等の道路の冠水による事故を未然に防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進し、</u> 道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。   | 防災基本計画修正を踏まえた修正                   |
| 24 | <b>第2節 ライフライン施設（追記）</b>  | <b>第2節 ライフライン施設（防災課・商工農政課・土木管理課・水道サービス課・水循環管理課）</b>  |                                   |
| 26 | (略)<br>4 一般通信施設<br>通信事業者（ <u>西日本電信電話株式会社</u> ）は、電気通信施設の災害の発生を未然に防止するとともに、災害時における一般通信サービスを確保するため、次のような災害予防対策を実施するように要請する。<br>(略)<br>5 上水道<br>(略)                      | (略)<br>4 一般通信施設<br>通信事業者（ <u>N T T西日本株式会社</u> ）は、電気通信施設の災害の発生を未然に防止するとともに、災害時における一般通信サービスを確保するため、次のような災害予防対策を実施するように要請する。<br>(略)<br>5 上水道<br>(略)   | 社名変更による修正                         |
| 27 | (2) 防災業務に必要な施設、資機材及び物資の備蓄整備<br>(略)<br>イ 災害応急対策及び復旧資機材の整備<br>(略)<br>(ウ)「水道災害相互応援に関する覚書」、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」 <u>(追記)</u> により応援を要請する。<br><br>(略)<br><u>(追記)</u> | (2) 防災業務に必要な施設、資機材及び物資の備蓄整備<br>(略)<br>イ 災害応急対策及び復旧資機材の整備<br>(略)<br>(ウ)「水道災害相互応援に関する覚書」、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」、 <u>「災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定」</u> により応援を要請する。<br><br>(略)<br><u>(3) 施設の防災性の向上</u><br><u>発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。また、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。</u><br><u>(4) 防災非常時の協力体制の確立</u><br><u>水道事業者（町）は、発災後においても施設の維持又は修繕が迅速</u> | 新たな協定締結による修正<br><br>防災基本計画を踏まえた修正 |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁  | 現行（令和7年2月修正）  | 修正（2026年3月修正）  | 備考            |
|----|---|--|---------------|
|    | 6 下水道<br>(略)<br>(4) 協定の締結<br>(略)<br><u>(追記)</u>   | <u>かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。</u><br>6 下水道<br>(略)<br>(4) 協定の締結<br>(略)<br><u>(5) 防災体制の強化</u><br><u>発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。</u>  |               |
| 28 | <b>第6章 文化財保護対策</b> <u>(追記)</u>  | <b>第6章 文化財保護対策</b> <u>(観光交流課)</u>  |               |
| 29 | <b>第7章 防災建造物整備対策</b> <u>(追記)</u>  | <b>第7章 防災建造物整備対策</b> <u>(防災課・建築施設課・各施設管理者)</u>   |               |
|    | <b>第8章 都市の防災性の向上</b>  | <b>第8章 都市の防災性の向上</b>   |               |
| 30 | 基本方針<br>○ 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。(略)<br><u>(追記)</u> | 基本方針<br>○ 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。(略)<br><u>○ 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。</u> | 防災基本計画を踏まえた修正 |
| 30 | <b>第1節 都市計画のマスタープラン等の策定</b> <u>(追記)</u>   | <b>第1節 都市計画のマスタープラン等の策定</b> <u>(都市デザイン課・都市整備課・建設企画課・土木管理課)</u>   |               |
| 30 | <b>第2節 防災上重要な都市施設の整備</b> <u>(追記)</u>  | <b>第2節 防災上重要な都市施設の整備</b> <u>(都市整備課・建設企画課・土木管理課)</u>  |               |
| 30 | <b>第3節 建築物の不燃化の促進</b> <u>(追記)</u>   | <b>第3節 建築物の不燃化の促進</b> <u>(都市デザイン課・建築施設課)</u>   |               |
| 30 | <b>第4節 市街地の面的な整備・改善</b> <u>(追記)</u>   | <b>第4節 市街地の面的な整備・改善</b> <u>(都市デザイン課・建築施設課・土木管理課)</u>   |               |
|    | <b>第9章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>   | <b>第9章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>  |               |
| 32 | <b>第1節 気象情報等収集施設、設備等</b> <u>(追記)</u>  | <b>第1節 気象情報等収集施設、設備等</b> <u>(防災課)</u>  |               |
| 32 | <b>第2節 消防施設、設備等</b> <u>(追記)</u>   | <b>第2節 消防施設、車両、資機材の整備等</b> <u>(防災課・知多中部広域事務組)</u>  |               |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁  | 現行（令和7年2月修正）  | 修正（2026年3月修正）  | 備考                                  |
|----|---|--|-------------------------------------|
|    |   | <u>合)</u>  |                                     |
| 32 | <b>第3節 情報の収集・連絡体制の整備（追記）</b>  | <b>第3節 情報の収集・連絡体制の整備（DX課・防災課）</b>  |                                     |
| 32 | <p>(略)</p> <p>2 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>ヘリコプターテレビ電送システム</u>の整備<br/>被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、<u>ヘリコプターテレビ電送システム</u>を整備する。<br/><u>(追記)</u></p> <p>(略)</p>   | <p>(略)</p> <p>2 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>無人航空機（ドローン）</u>の整備<br/>被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、<u>無人航空機（ドローン）</u>を整備する。<br/><u>(4) 衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用</u><br/><u>町及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u></p> <p>(略)</p> | <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> |
| 33 | <b>第4節 水防施設、設備等（追記）</b>   | <b>第4節 水防施設、設備等（土木管理課）</b>   |                                     |
| 33 | <b>第5節 救助・救急等に係る施設、設備等（追記）</b>  | <b>第5節 救助・救急等に係る施設、設備等（防災課・健康課）</b>  |                                     |
| 33 | <b>第6節 防災施設・設備及び災害用資機材等（追記）</b>   | <b>第6節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備（各課等）</b>  |                                     |
| 35 | <b>第7節 道路等の復旧等に係る施設、設備等（追記）</b>   | <b>第7節 道路等の復旧等に係る施設、設備等（防災課・土木管理課・各施設管理者）</b>  |                                     |
| 35 | <b>第8節 物資（追記）の備蓄、調達供給体制の確保（追記）</b>  | <b>第8節 物資等の備蓄、調達供給体制の確保（防災課・ふくし課・障がい福祉課・保険医療課）</b>   | 表記の整理                               |
| 35 | <p><u>1（追記）</u>町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食糧、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。<br/>(略)</p> <p><u>2 町は、広域応援による食糧の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食糧を備蓄しておくよう啓発する。</u></p> <p><u>3 町は、災害時に迅速に食糧、飲料水、生活必需品、燃料その他の物</u></p> | <p><u>1 物資の備蓄</u><br/>町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食糧、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄するとともに、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。<br/>(略)</p> <p><u>(4へ移動)</u></p> <p><u>(5へ移動)</u></p>                         | <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>              |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁  | 現行（令和7年2月修正）   | 修正（2026年3月修正）   | 備考                     |
|----|--|---|------------------------|
|    | <p><u>資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。（略）</u><br/><u>（追記）</u></p> <p><u>（追記）</u></p> <p><u>2 （追記）</u> 町及び県は、広域応援による食糧の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食糧を備蓄しておくよう啓発する。</p> <p><u>3 （追記）</u> 町及び県は、災害時に迅速に食糧、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</p> | <p><u>2 調達・輸送体制</u><br/><u>災害時における調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u></p> <p><u>3 新物資システム（B-PLo）の活用</u><br/><u>町は、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u></p> <p><u>4 家庭における備蓄の啓発</u><br/>町は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。</p> <p><u>5 訓練の実施等</u><br/>町は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</p> |                        |
| 36 | <b>第9節 応急仮設住宅の設置に係る事前対策（追記）</b>  | <b>第9節 応急仮設住宅の設置に係る事前対策（建築施設課）</b>  |                        |
| 36 | <b>第10節 災害廃棄物処理に係る事前対策（追記）</b>   | <b>第10節 災害廃棄物処理に係る事前対策（環境課・社会福祉協議会）</b>   |                        |
| 36 | <p>1 東浦町災害廃棄物処理計画の策定<br/>町は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月策定令和4年1月改定）に基づき、東浦町災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅</p>  | <p>1 東浦町災害廃棄物処理計画の策定<br/>町は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成30年3月改定：環境省）に基づき、東浦町災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄</p>  | <p>防災基本計画を踏まえた修正及び</p> |



風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁    | 現行（令和7年2月修正）   | 修正（2026年3月修正）  | 備考                                  |      |                      |      |                          |  |                                     |
|------|--|--|-------------------------------------|------|----------------------|------|--------------------------|--|-------------------------------------|
| 40   | 第4節 避難誘導等に係る計画の策定 <u>（追記）</u>  | 第4節 避難誘導等に係る計画の策定 <u>（政策課・防災課・ふくし課・障がい福祉課・住民自治課）</u>   |                                     |      |                      |      |                          |  |                                     |
| 41   | 第5節 避難に関する意識啓発 <u>（追記）</u>   | 第5節 避難に関する意識啓発 <u>（防災課・住民自治課・社会福祉協議会）</u>  |                                     |      |                      |      |                          |  |                                     |
|      | 第11章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策  | 第11章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策  |                                     |      |                      |      |                          |  |                                     |
| 43   | 第1節 避難所の指定・整備 <u>（追記）</u>  | 第1節 避難所の指定・整備等 <u>（防災課・ふくし課・障がい福祉課・健康課・商工農政課・建築施設課・社会福祉協議会）</u>  |                                     |      |                      |      |                          |  |                                     |
| 43   | <p>(略)</p> <p>2 指定避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>町は、避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</u></p> <p><u>&lt;一人当たりの必要占有面積&gt;</u></p> <table border="1"> <tr> <td>1㎡/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2㎡/人</td> <td>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td>3㎡/人</td> <td>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</td> </tr> </table> <p><u>※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。</u></p> <p><u>また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</u></p> | 1㎡/人   | 発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積            | 2㎡/人 | 緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積 | 3㎡/人 | 避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積 | <p>(略)</p> <p>2 指定避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。</u></p> | 「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正 |
| 1㎡/人 | 発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積   |  |                                     |      |                      |      |                          |  |                                     |
| 2㎡/人 | 緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積   |  |                                     |      |                      |      |                          |  |                                     |
| 3㎡/人 | 避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積   |  |                                     |      |                      |      |                          |  |                                     |
| 44   | <p><u>&lt;新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積&gt;</u></p> <p><u>一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。</u></p> <p>(4) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>（追記）</u>備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>（3（3）より転記）</u></p>  | <p>(4) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>（7）指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> | <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p> |      |                      |      |                          |  |                                     |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁  | 現行（令和7年2月修正）   | 修正（2026年3月修正）  | 備考  |
|----|--|--|---|
| 45 | <p>3 <u>(追記)</u> 福祉避難所の整備</p> <p>(1) 町は、指定避難所内<u>の一般避難スペース</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>(追記)</u> 福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。(略)</p> <p>(2) 町は、<u>(追記)</u> 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。(略)</p> <p><u>(3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p>(4) 町は、<u>(追記)</u> 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ<u>(追記)</u> 福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>(5) 町は、前述の公示を活用しつつ、<u>(追記)</u> 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に<u>(追記)</u> 福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「<u>避難所</u>における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>(追記)</u> テント、簡易トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション<u>(追加)</u> 等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 情報受発信手段の整備</p> <p>防災行政無線、携帯電話、<u>(追記)</u> ファクシミリ、パソコン、拡声</p> | <p>3 <u>指定</u>福祉避難所の<u>指定</u></p> <p>(1) 町は、指定一般避難所内<u>(削除)</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>指定</u>福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。(略)</p> <p>(2) 町は、<u>指定</u>福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。(略)</p> <p><u>(2 (7) ～移行)</u></p> <p>(3) 町は、<u>指定</u>福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ<u>指定</u>福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>(4) 町は、前述の公示を活用しつつ、<u>指定</u>福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に<u>指定</u>福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「<u>避難生活</u>における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>給水タンク、貯水槽、防災井戸、</u>テント、簡易トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション、<u>炊き出し設備、入浴設備</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。(略)</p> <p>(1) 情報受発信手段の整備</p> <p>防災行政無線、携帯電話、<u>衛星通信を活用したインターネット機器、</u></p> | <p>災害対策基本法施行規則を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p> <p>災害対策基本法施行規則を踏まえた修正</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正</p> |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁 | 現行（令和7年2月修正）  | 修正（2026年3月修正）  | 備考   |
|---|---|--|--|
|   | <p>器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等</p> <p>(略)</p> <p>7 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(4) 町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。</p> <p>(略)</p> <p>(6) <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、<u>感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、</u>平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、<u>ホテルや旅館</u>等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>(7) <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>(追記)</u></p> | <p>ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等</p> <p>(略)</p> <p>7 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(4) 町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討し、<u>受入体制を住民へ周知徹底する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(6) <u>(削除)</u> 感染症対策について、<u>(削除)</u> 平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、<u>空きスペース</u>等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>(7) <u>(削除)</u> 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>8 避難者等の情報把握</u></p> <p><u>町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>9 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u></p> <p><u>(1) 町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> | <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁  | 現行（令和7年2月修正）  | 修正（2026年3月修正）  | 備考                     |
|----|---|--|------------------------|
|    |   | <p><u>(2) 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p>  |                        |
| 45 | <p><b>第2節 要配慮者支援対策（追記）</b></p>  | <p><b>第2節 要配慮者支援対策（防災課・ふくし課・障がい福祉課・住民自治課・社会福祉協議会）</b></p>  |                        |
| 47 | <p>(略)</p> <p>3 避難行動要支援者対策</p> <p>(略)</p> <p>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>                         | <p>(略)</p> <p>3 避難行動要支援者対策</p> <p>(略)</p> <p>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p><u>また、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u></p>                                 | <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> |
| 50 | <p>(略)</p> <p>6 災害ケースマネジメント</p> <p>町は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> | <p>(略)</p> <p>6 災害ケースマネジメント</p> <p>町は、被災者支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>  |                        |
| 50 | <p><b>第3節 帰宅困難者対策（追記）</b></p>   | <p><b>第3節 帰宅困難者対策（防災課・教育課・商工農政課）</b></p>   |                        |
| 52 | <p><b>第12章 広域応援・受援体制の整備</b></p> <p><b>第1節 広域応援（追記）体制の整備（追記）</b></p>   | <p><b>第12章 広域応援・受援体制の整備</b></p> <p><b>第1節 広域応援・受援体制の整備（行政課・防災課・各課等）</b></p>  |                        |
| 53 | <p>(略)</p> <p>3 受援体制の整備</p> <p><u>(追記)</u> 町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>                                   | <p>(略)</p> <p>3 受援体制の整備</p> <p>町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、<u>以下のような</u>受援体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>(1) 受援計画の作成等</u></p> <p><u>町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計</u></p> | <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁  | 現行（令和7年2月修正）   | 修正（2026年3月修正）   | 備考                     |
|----|--|---|------------------------|
|    | <p>特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>また、<u>(追記)</u> 町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>                                | <p><u>画や地域防災計画等に受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。</u></p> <p><u>(2) 受援担当者の選定、執務スペース等の確保</u><br/> <u>(削除)</u> 庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、<u>(削除)</u> 感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p><u>(3) 宿泊場所等の確保</u><br/> <u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p><u>(4) 訓練等の実施</u><br/> <u>(削除)</u> 町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> |                        |
| 53 | <p><b>第2節 応援部隊等に係る広域応援 <u>(追記)</u> 体制の整備 <u>(追記)</u></b></p>   | <p><b>第2節 応援部隊等に係る広域応援・<u>受援体制の整備 (防災課・知多中部広域事務組合)</u></b></p>  | <p>表記の整理</p>           |
| 53 | <p><b>第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備 <u>(追記)</u></b></p>  | <p><b>第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備 <u>(防災課・都市デザイン課・都市整備課・建築施設課・建設企画課・土木管理課)</u></b></p>  |                        |
| 53 | <p>1 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討<br/>                     (略)<br/>                     また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、町及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> | <p>1 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討<br/>                     (略)<br/>                     また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、町及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u></p>   | <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> |
| 53 | <p><b>第4節 防災活動拠点の確保等 <u>(追記)</u></b></p>   | <p><b>第4節 防災活動拠点の確保等 <u>(防災課・土木管理課)</u></b></p>   |                        |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁  | 現行（令和7年2月修正）   | 修正（2026年3月修正）   | 備考              |
|----|--|---|-----------------|
|    | <b>第13章 防災訓練及び防災意識の向上</b>  | <b>第13章 防災訓練及び防災意識の向上</b>   |                 |
| 55 | 基本方針<br>(略)<br>○ 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。<br><u>(追記)</u><br><br>(略)                       | 基本方針<br>(略)<br>○ 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。<br><u>○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u><br>(略) | 防災基本計画修正を踏まえた修正 |
| 55 | <b>第1節 防災訓練の実施 <u>(追記)</u></b>   | <b>第1節 防災訓練の実施 <u>(防災課・ふくし課・障がい福祉課・子育て支援課・教育課・商工農政課・建築施設課)</u></b>  |                 |
| 55 | 町は、県や国、できる限り多くの民間企業、ボランティア団体 <u>(追記)</u> 及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。                    | 町は、県や国、できる限り多くの民間企業、ボランティア団体、 <u>自主防災組織</u> 及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。  | 防災基本計画修正を踏まえた修正 |
| 57 | <b>第2節 防災のための意識啓発・広報 <u>(追記)</u></b>   | <b>第2節 防災のための意識啓発・広報 <u>(防災課・税務課・ふくし課・障がい福祉課・教育課・住民自治課・観光交流課・建築施設課・社会福祉協議会)</u></b>   |                 |
| 58 | (略)<br>4 過去の災害教訓の伝承<br>(略)<br>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の <u>(追記)</u> 持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。 | (略)<br>4 過去の災害教訓の伝承<br>(略)<br>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の <u>自然災害伝承碑</u> が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。  | 防災基本計画修正を踏まえた修正 |
| 58 | <b>第3節 防災のための教育 <u>(追記)</u></b>  | <b>第3節 防災のための教育 <u>(人事課・防災課・子育て支援課・教育課・各課等)</u></b>   |                 |
|    | <b>第14章 防災に関する調査研究の推進 <u>(追記)</u></b>  | <b>第14章 防災に関する調査研究の推進 <u>(防災課)</u></b>  |                 |
|    | <b>第3編 災害応急対策</b>  | <b>第3編 災害応急対策</b>   |                 |
|    | <b>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</b>   | <b>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</b>  |                 |
| 61 | <b>第1節 東浦町防災会議 <u>(追記)</u></b>   | <b>第1節 東浦町防災会議 <u>(防災課)</u></b>   |                 |
| 61 | <b>第2節 災害対策本部の設置・運営 <u>(追記)</u></b>  | <b>第2節 災害対策本部の設置・運営 <u>(各課等)</u></b>  |                 |
| 63 | (略)<br>[災害対策本部の所掌事務]   | (略)<br>[災害対策本部の所掌事務]  | 表記の整理           |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁 | 現行（令和7年2月修正）                          |                            |  | 修正（2026年3月修正）                         |                            |  | 備考 |
|---|---------------------------------------|----------------------------|--|---------------------------------------|----------------------------|--|----|
|   | 部名等                                   | 班名等                        | 所掌事務   | 部名等                                   | 班名等                        | 所掌事務   |    |
|   | 本部<br>本部長<br>町長<br>副本部長<br>副町長<br>教育長 |                            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策全般の企画統制に関すること。</li> <li>2 非常配備に関すること。</li> <li>3 災害救助法の適用に関すること。</li> <li>4 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関すること。</li> <li>5 消防団に対する出動命令及び警察官に対する出動要請に関すること。</li> <li>6 住民に対する避難情報に関すること。</li> <li>7 町内の民有地、建物その他工作物の一時使用又は収用に関すること。</li> <li>8 災害ボランティアセンターの設置に関すること。</li> <li>9 その他災害対策に関する重要な事項</li> </ol> | 本部<br>本部長<br>町長<br>副本部長<br>副町長<br>教育長 |                            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策全般の企画統制に関すること。</li> <li>2 非常配備に関すること。</li> <li>3 災害救助法の適用に関すること。</li> <li>4 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関すること。</li> <li>5 消防団に対する出動命令及び警察官に対する出動要請に関すること。</li> <li>6 住民に対する避難情報に関すること。</li> <li>7 町内の民有地、建物その他工作物の一時使用又は収用に関すること。</li> <li>8 災害ボランティアセンターの設置に関すること。</li> <li>9 その他災害対策に関する重要な事項</li> </ol> |    |
|   | 総務部<br>部長<br>総務部長                     | 本部班<br>(防災課)<br>班長<br>防災課長 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の庶務に関すること。</li> <li>2 気象予警報等情報（地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。）の受信、伝達等に関すること。</li> <li>3 防災無線の運用に関すること。</li> <li>4 職員の非常招集に関すること。</li> <li>5 災害救助法に関すること。</li> <li>6 本部、各部及び支部との連絡調整に関すること。</li> <li>7 その他、他班の所管に属さないこと。</li> </ol>  | 総務部<br>部長<br>総務部長                     | 本部班<br>(防災課)<br>班長<br>防災課長 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の庶務に関すること。</li> <li>2 気象予警報等情報（地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。）の受信、伝達等に関すること。</li> <li>3 防災無線の運用に関すること。</li> <li>4 職員の非常招集に関すること。</li> <li>5 災害救助法に関すること。</li> <li>6 本部、各部及び支部との連絡調整に関すること。</li> <li>7 その他、他班の所管に属さないこと。</li> </ol>  |    |
|   |                                       | 行政班<br>(行政課)<br>班長<br>行政課長 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部班の被害状況の収集・報告に関すること。</li> <li>2 災害の処置状況の記録に関すること。</li> <li>3 災害対策本部の記録に関すること。</li> <li>4 災害対策本部庁舎の被害調査、報告及び復旧に関すること。</li> <li>5 防災資機材、罹災者等の輸送に関すること。</li> <li>6 町有車輛の集中運行管理に関すること。</li> <li>7 他市町等からの支援者受入に関すること。</li> <li>8 町有財産の被害調査に関すること。</li> </ol>   |                                       | 行政班<br>(行政課)<br>班長<br>行政課長 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部班の被害状況の収集・報告に関すること。</li> <li>2 災害の処置状況の記録に関すること。</li> <li>3 災害対策本部の記録に関すること。</li> <li>4 災害対策本部庁舎の被害調査、報告及び復旧に関すること。</li> <li>5 防災資機材、罹災者等の輸送に関すること。</li> <li>6 町有車輛の集中運行管理に関すること。</li> <li>7 他市町等からの支援者受入に関すること。</li> <li>8 町有財産の被害調査に関すること。</li> </ol>   |    |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁  | 現行（令和7年2月修正）                       |  |  | 修正（2026年3月修正）                |   |  | 備考 |
|----|------------------------------------|--|--|------------------------------|---|--|----|
| 64 | 住民班（住民課）<br>班長<br>住民課長             | 1 行方不明者及び死亡者の身元確認及び収容に関する<br>こと。<br>2 埋火葬に関する<br>こと。<br><u>(追記)</u><br>3 他（部）班の応援協力に関する<br>こと。 |  | 住民班（住民課）<br>班長<br>住民課長       | 1 行方不明者及び死亡者の身元確認及び収容に関する<br>こと。<br>2 埋火葬に関する<br>こと。<br>3 <u>特別行政相談活動の連絡・調整等に関する<br/>こと。</u><br>4 他（部）班の応援協力に関する<br>こと。 |  |    |
|    | 被害調査班<br>（税務課）<br>班長<br>税務課長       | 1 罹災証明に関する<br>こと。<br>2 被害調査に関する<br>こと。<br>3 罹災者の税の減免等に関する<br>こと。<br>4 他（部）班の応援協力に関する<br>こと。    |  | 被害調査班<br>（税務課）<br>班長<br>税務課長 | 1 罹災証明に関する<br>こと。<br>2 被害調査に関する<br>こと。<br>3 罹災者の税の減免等に関する<br>こと。<br>4 他（部）班の応援協力に関する<br>こと。                             |  |    |
|    | 総務協力班<br><u>(会計課、監査委員<br/>事務局)</u> | 1 他（部）班の応援協力に関する<br>こと。  |  | 総務協力班<br>（監査委員事務局）           | 1 他（部）班の応援協力に関する<br>こと。   |  |    |
|    |                                    |  |  |                              |   |  |    |
|    | 部 名 等                              | 班 名 等  | 所 掌 事 務  | 部 名 等                        | 班 名 等   | 所 掌 事 務  |    |
|    | 政策企画部<br>部長<br>政策企画部長              | 広報・渉外班<br>（政策課、DX課、人<br>事課）<br>班長<br>政策課長  | 1 住民に対する予警報、避難情報等の広報に関する<br>こと。<br>2 災害の記録、写真等の取材及び提供に関する<br>こと。<br>3 各報道機関その他関係機関に対する災害対策情報<br>等の発表及び情報の提供に関する<br>こと。<br>4 通信、機器等の被害調査及び災害復旧に関する<br>こと。<br>5 災害視察者及び外来見舞客の対応に関する<br>こと。<br>6 罹災死亡者に対する弔慰に関する<br>こと。<br>7 本部長及び副本部長の秘書に関する<br>こと。<br>8 職員の公務災害に関する<br>こと。<br>9 他（部）班の応援協力に関する<br>こと。 | 政策企画部<br>部長<br>政策企画部長        | 広報・渉外班<br>（政策課、DX課、人<br>事課）<br>班長<br>政策課長   | 1 住民に対する予警報、避難情報等の広報に関する<br>こと。<br>2 災害の記録、写真等の取材及び提供に関する<br>こと。<br>3 各報道機関その他関係機関に対する災害対策情報<br>等の発表及び情報の提供に関する<br>こと。<br>4 通信、機器等の被害調査及び災害復旧に関する<br>こと。<br>5 災害視察者及び外来見舞客の対応に関する<br>こと。<br>6 罹災死亡者に対する弔慰に関する<br>こと。<br>7 本部長及び副本部長の秘書に関する<br>こと。<br>8 職員の公務災害に関する<br>こと。<br>9 他（部）班の応援協力に関する<br>こと。 |    |
|    |                                    | 財政班<br>（財政経営課 <u>(追記)</u> ）<br>班長<br>財政経営課長  | 1 応急対策及び復旧対策に係る財政措置その他予算<br>に関する<br>こと。<br>2 義援金品及び見舞金品等の収受及び出納に関する<br>こと。<br>3 他（部）班の応援協力に関する<br>こと。  |                              | 財政班<br>（財政経営課、 <u>会計<br/>課</u> ）<br>班長<br>財政経営課長  | 1 応急対策及び復旧対策に係る財政措置その他予算<br>に関する<br>こと。<br>2 義援金品及び見舞金品等の収受及び出納に関する<br>こと。<br>3 他（部）班の応援協力に関する<br>こと。  |    |

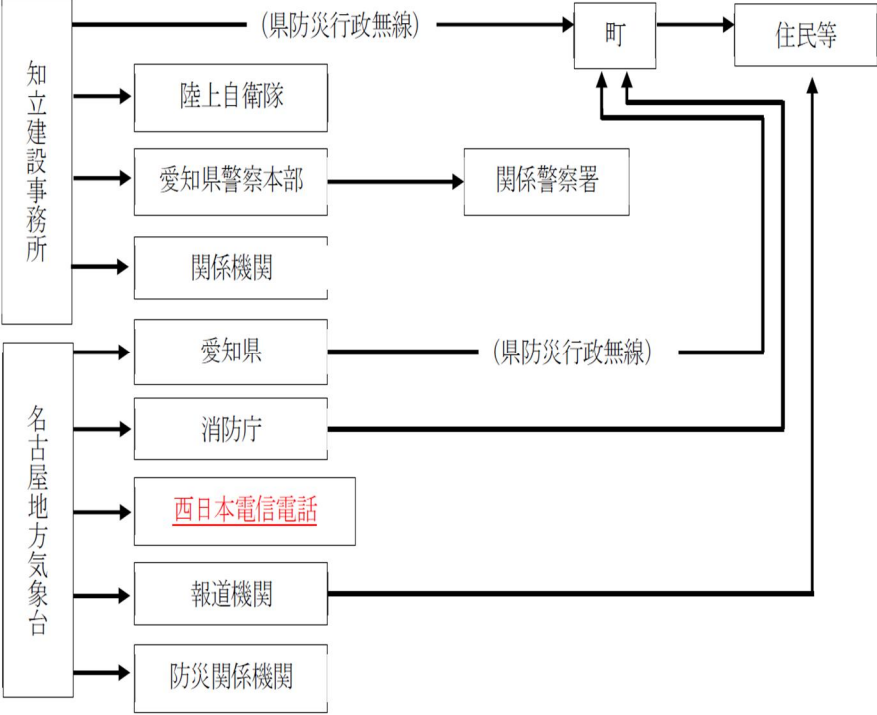
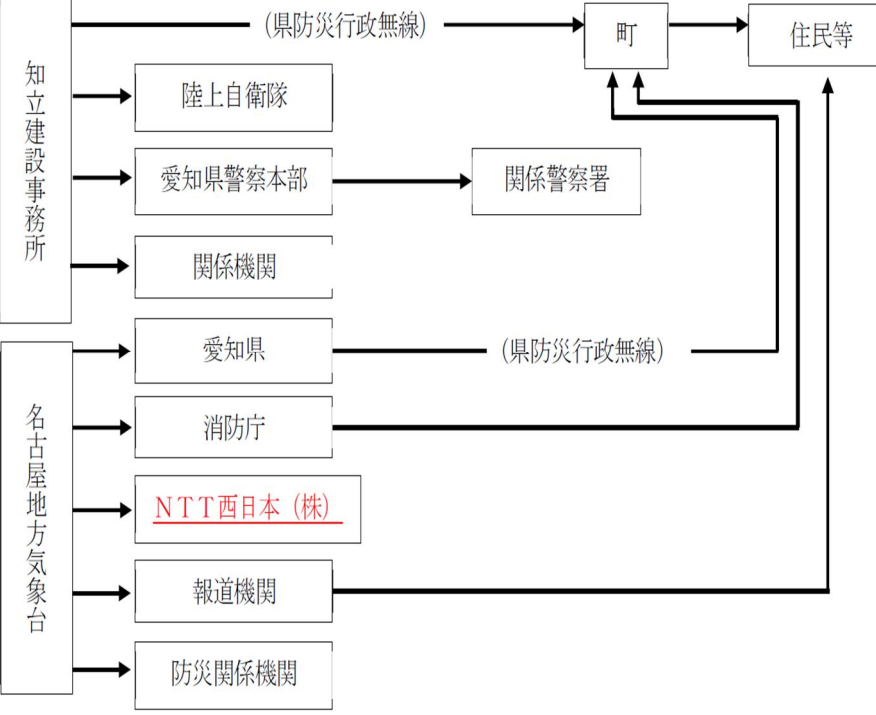
風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁  | 現行（令和7年2月修正）   | 修正（2026年3月修正）  | 備考                      |
|----|--|--|-------------------------|
| 67 | <p>(略)</p> <p>4 勤務時間外における体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>5 惨事ストレス対策</p> <p>(略)</p> <p>6 標識等</p> <p>(略)</p>  | <p>(略)</p> <p>4 勤務時間外における体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>5 <u>職員の健康管理</u></p> <p><u>町は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></p> <p>6 惨事ストレス対策</p> <p>(略)</p> <p>7 標識等</p> <p>(略)</p>   | <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>  |
| 68 | <b>第3節 非常配備 <u>(追記)</u></b>  | <b>第3節 非常配備 <u>(各課等)</u></b>   |                         |
| 71 | <b>第4節 職員の派遣要請 <u>(追記)</u></b>   | <b>第4節 職員の派遣要請 <u>(人事課・行政課・防災課)</u></b>  |                         |
| 72 | <p>(略)</p> <p>4 被災市町村への町職員の派遣</p> <p>町は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p>  | <p>(略)</p> <p>4 被災市町村への町職員の派遣</p> <p>町は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、<u>(削除)</u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p>   | <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>  |
| 72 | <b>第5節 災害救助法の適用 <u>(追記)</u></b>  | <b>第5節 災害救助法の適用 <u>(防災課)</u></b>   |                         |
|    | <b>第2章 避難行動</b>  | <b>第2章 避難行動</b>  |                         |
| 73 | <b>第1節 気象警報等の発表、伝達 <u>(追記)</u></b>   | <b>第1節 気象警報等の発表、伝達 <u>(政策課・DX課・防災課)</u></b>  |                         |
| 78 | <p>(略)</p> <p>3 気象警報等</p> <p><u>(追記)</u> 気象、水象に関する特別警報・警報等</p> <p>名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（該当する警戒レベル相当情報を含む。ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・<u>西日本電信電話株式会社</u>・中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送局に通知しなければならない。</p> <p>(略)</p> | <p>(略)</p> <p>3 気象警報等</p> <p><u>(1)</u> 気象、水象に関する特別警報・警報等</p> <p>名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（該当する警戒レベル相当情報を含む。ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・<u>NTT西日本株式会社</u>・中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送局に通知しなければならない。</p> <p>(略)</p> | <p>表記の整理及び社名変更による修正</p> |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁 | 現行 (令和7年2月修正)   | 修正 (2026年3月修正)  | 備考                               |
|---|---|---|----------------------------------|
|   | <p>(伝達経路)</p> <p>気象庁本庁又は名古屋地方気象台</p> <p>第四管区海上保安本部 → 名古屋海上保安部 → 海上保安署 → 船舶等</p> <p>中部空港海上保安航空基地 → 船舶等</p> <p>愛知県警察本部 → 関係警察署</p> <p>愛知県 → (県防災行政無線) → 町 → 住民等</p> <p>消防庁 → 町 → 住民等</p> <p>西日本電信電話(株) → 町 → 住民等</p> <p>日本放送協会名古屋放送局 → (テレビ・ラジオ放送) → 住民等</p> <p>報道機関 → (放送等) → 住民等</p> <p>国土交通省機関 → 関係航空機</p> | <p>(伝達経路)</p> <p>名古屋地方気象台</p> <p>第四管区海上保安本部 → 名古屋海上保安部 → 海上保安署 → 船舶等</p> <p>中部空港海上保安航空基地 → 船舶等</p> <p>(県防災行政無線) → 愛知県警察本部 → 関係警察署</p> <p>愛知県 → (県防災行政無線) → 町 → 住民等</p> <p>消防庁 → 町 → 住民等</p> <p>NTT西日本(株) → 町 → 住民等</p> <p>日本放送協会名古屋放送局 → (テレビ・ラジオ放送) → 住民等</p> <p>報道機関 → (放送等) → 住民等</p> <p>気象庁本庁又は大阪管区気象台</p> <p>国土交通省機関 → 関係航空機</p> | <p>伝達系統図の更新</p> <p>社名変更による修正</p> |
|   | <p>※注意</p> <p>1 気象庁から西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。<br/>(略)</p>  | <p>※注意</p> <p>1 気象庁からNTT西日本(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。<br/>(略)</p>   |                                  |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁  | 現行（令和7年2月修正）   | 修正（2026年3月修正）   | 備考       |
|----|--|---|----------|
|    | <p>(2) 洪水予報<br/>[知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報：境川、逢妻川洪水予報]<br/>(伝達経路)</p>  <p>(略)</p> | <p>(2) 洪水予報<br/>[知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報：境川、逢妻川洪水予報]<br/>(伝達経路)</p>  <p>(略)</p> | 伝達系統図の更新 |
| 83 | <b>第2節 避難情報（追記）</b>  | <b>第2節 避難情報（政策課・DX課・防災課・土木管理課）</b>  |          |
| 87 | <b>第3節 住民等の避難誘導等（追記）</b>   | <b>第3節 住民等の避難誘導等（防災課・ふくし課・障がい福祉課・保険医療課・住民自治課）</b>   |          |
| 88 | <b>第4節 広域避難（追記）</b>  | <b>第4節 広域避難（防災課）</b>  |          |
|    | <b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b>   | <b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b>  |          |
| 89 | <b>第1節 被害状況等の収集・伝達（追記）</b>   | <b>第1節 被害状況等の収集・伝達（政策課・DX課・行政課・防災課・住民課・税務課・ふくし課・健康課・建設企画課・土木管理課・水道サービス課・水循環管理課）</b>   |          |
| 90 | (略)<br>4 重要な災害情報の収集伝達<br>(略)   | (略)<br>4 重要な災害情報の収集伝達<br>(略)  |          |

## 風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁          | 現行（令和7年2月修正）   | 修正（2026年3月修正）  | 備考 |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
|------------|--|--|----|------|---------|---------------------------|--|---------|-----------|-------------------|--------------|-------------------------|--------|---------------------|-------------------|------------|------|--------|----------|--------|--------|--------|--|-------------|---|------------|--|------|---------|---------------------------|--|---------|-----------|-------------------|--------------|-------------------------|--------|---------------------|-------------------|------------|------|--------|----------|--------|--------|--------|--|----------------|-------|
| 93         | <p>[伝達の対象となる被害と伝達内容]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">報告の対象となる被害</th> <th>伝達内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生状況等</td> <td>被害状況・災害対策本部の設置・応急対策状況（全般）</td> <td>「災害概況速報伝達様式」、「災害発生直後の情報伝達様式」、「災害発生状況等（速報・確定報告）伝達様式」によること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人、住家被害等</td> <td>人的被害・住家被害</td> <td>「人的被害情報伝達様式」によること</td> </tr> <tr> <td>避難状況・救護所開設状況</td> <td>「避難状況・救護所開設状況伝達様式」によること</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">公共施設被害</td> <td>河川・海岸・貯水池・ため池等・砂防被害</td> <td rowspan="8">「公共施設被害伝達様式」によること</td> </tr> <tr> <td>港湾及び漁港施設被害</td> </tr> <tr> <td>道路被害</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設被害</td> </tr> <tr> <td>電信電話施設被害</td> </tr> <tr> <td>電力施設被害</td> </tr> <tr> <td>ガス施設被害</td> </tr> <tr> <td>水道施設被害</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(追記)</u></td> </tr> </tbody> </table> | 報告の対象となる被害   |    | 伝達内容 | 災害発生状況等 | 被害状況・災害対策本部の設置・応急対策状況（全般） | 「災害概況速報伝達様式」、「災害発生直後の情報伝達様式」、「災害発生状況等（速報・確定報告）伝達様式」によること | 人、住家被害等 | 人的被害・住家被害 | 「人的被害情報伝達様式」によること | 避難状況・救護所開設状況 | 「避難状況・救護所開設状況伝達様式」によること | 公共施設被害 | 河川・海岸・貯水池・ため池等・砂防被害 | 「公共施設被害伝達様式」によること | 港湾及び漁港施設被害 | 道路被害 | 鉄道施設被害 | 電信電話施設被害 | 電力施設被害 | ガス施設被害 | 水道施設被害 |  | <u>(追記)</u> | <p>[伝達の対象となる被害と伝達内容]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">報告の対象となる被害</th> <th>伝達内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生状況等</td> <td>被害状況・災害対策本部の設置・応急対策状況（全般）</td> <td>「災害概況速報伝達様式」、「災害発生直後の情報伝達様式」、「災害発生状況等（速報・確定報告）伝達様式」によること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人、住家被害等</td> <td>人的被害・住家被害</td> <td>「人的被害情報伝達様式」によること</td> </tr> <tr> <td>避難状況・救護所開設状況</td> <td>「避難状況・救護所開設状況伝達様式」によること</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">公共施設被害</td> <td>河川・海岸・貯水池・ため池等・砂防被害</td> <td rowspan="8">「公共施設被害伝達様式」によること</td> </tr> <tr> <td>港湾及び漁港施設被害</td> </tr> <tr> <td>道路被害</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設被害</td> </tr> <tr> <td>電信電話施設被害</td> </tr> <tr> <td>電力施設被害</td> </tr> <tr> <td>ガス施設被害</td> </tr> <tr> <td>水道施設被害</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>下水道施設被害</u></td> </tr> </tbody> </table> | 報告の対象となる被害 |  | 伝達内容 | 災害発生状況等 | 被害状況・災害対策本部の設置・応急対策状況（全般） | 「災害概況速報伝達様式」、「災害発生直後の情報伝達様式」、「災害発生状況等（速報・確定報告）伝達様式」によること | 人、住家被害等 | 人的被害・住家被害 | 「人的被害情報伝達様式」によること | 避難状況・救護所開設状況 | 「避難状況・救護所開設状況伝達様式」によること | 公共施設被害 | 河川・海岸・貯水池・ため池等・砂防被害 | 「公共施設被害伝達様式」によること | 港湾及び漁港施設被害 | 道路被害 | 鉄道施設被害 | 電信電話施設被害 | 電力施設被害 | ガス施設被害 | 水道施設被害 |  | <u>下水道施設被害</u> | 表記の整理 |
| 報告の対象となる被害 |  | 伝達内容   |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
| 災害発生状況等    | 被害状況・災害対策本部の設置・応急対策状況（全般）  | 「災害概況速報伝達様式」、「災害発生直後の情報伝達様式」、「災害発生状況等（速報・確定報告）伝達様式」によること   |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
| 人、住家被害等    | 人的被害・住家被害  | 「人的被害情報伝達様式」によること  |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
|            | 避難状況・救護所開設状況   | 「避難状況・救護所開設状況伝達様式」によること  |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
| 公共施設被害     | 河川・海岸・貯水池・ため池等・砂防被害  | 「公共施設被害伝達様式」によること  |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
|            | 港湾及び漁港施設被害   |  |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
|            | 道路被害   |  |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
|            | 鉄道施設被害   |  |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
|            | 電信電話施設被害   |  |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
|            | 電力施設被害   |  |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
|            | ガス施設被害   |  |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
|            | 水道施設被害   |  |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
|            | <u>(追記)</u>  |  |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
| 報告の対象となる被害 |  | 伝達内容   |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
| 災害発生状況等    | 被害状況・災害対策本部の設置・応急対策状況（全般）  | 「災害概況速報伝達様式」、「災害発生直後の情報伝達様式」、「災害発生状況等（速報・確定報告）伝達様式」によること   |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
| 人、住家被害等    | 人的被害・住家被害  | 「人的被害情報伝達様式」によること  |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
|            | 避難状況・救護所開設状況   | 「避難状況・救護所開設状況伝達様式」によること  |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
| 公共施設被害     | 河川・海岸・貯水池・ため池等・砂防被害  | 「公共施設被害伝達様式」によること  |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
|            | 港湾及び漁港施設被害   |  |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
|            | 道路被害   |  |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
|            | 鉄道施設被害   |  |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
|            | 電信電話施設被害   |  |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
|            | 電力施設被害   |  |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
|            | ガス施設被害   |  |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
|            | 水道施設被害   |  |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
|            | <u>下水道施設被害</u>   |  |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
| 97         | <p>(略)</p> <p>5 被害状況の照会・共有</p> <p>(略)</p> <p>(2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、海岸、調整池、ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害 <u>(追記)</u>）については、関係課）へ照会する。</p>  | <p>(略)</p> <p>5 被害状況の照会・共有</p> <p>(略)</p> <p>(2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、海岸、調整池、ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害、<u>下水道施設被害</u>）については、関係課）へ照会する。</p> |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
| 97         | <b>第2節 通信手段の確保 <u>(追記)</u></b>   | <b>第2節 通信手段の確保 <u>(政策課・DX課・防災課・健康課)</u></b>  |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
| 100        | <b>第3節 広報 <u>(追記)</u></b>  | <b>第3節 広報 <u>(政策課・DX課・防災課・住民自治課)</u></b>   |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
|            | <b>第4章 応援協力・派遣要請</b>   | <b>第4章 応援協力・派遣要請</b>   |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |
| 102        | <b>第1節 応援協力 <u>(追記)</u></b>  | <b>第1節 応援協力 <u>(財政経営課・人事課・防災課)</u></b>   |    |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |             |   |            |  |      |         |                           |  |         |           |                   |              |                         |        |                     |                   |            |      |        |          |        |        |        |  |                |       |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁   | 現行（令和7年2月修正）   | 修正（2026年3月修正）  | 備考                                   |
|-----|--|--|--------------------------------------|
| 102 | <p>(略)</p> <p>1 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>2</u> 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）</p> <p>(略)</p> <p><u>3</u> 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援</p> <p>(略)</p> <p><u>4</u> 災害緊急事態</p> <p>(略)</p> <p><u>5</u> 経費の負担</p> <p>(略)</p> | <p>(略)</p> <p>1 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）</p> <p>(略)</p> <p><u>2 知事に対する応急措置の実施の要請の要求等（災害対策基本法第68条の2）</u></p> <p><u>町長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</u></p> <p><u>町は、県との通信の途絶等の理由により、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定地方行政機関に通知するものとする。</u></p> <p><u>3</u> 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）</p> <p>(略)</p> <p><u>4</u> 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援</p> <p>(略)</p> <p><u>5</u> 災害緊急事態</p> <p>(略)</p> <p><u>6</u> 経費の負担</p> <p>(略)</p> | <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>               |
| 103 | <b>第2節 応援部隊等による広域応援等（追記）</b>   | <b>第2節 応援部隊等による広域応援等（防災課・知多中部広域事務組合）</b>   |                                      |
| 103 | <b>第3節 自衛隊の災害派遣要請（追記）</b>  | <b>第3節 自衛隊の災害派遣要請（財政経営課・行政課・防災課・都市整備課）</b>   |                                      |
| 107 | <b>第4節 ボランティアの受入（追記）</b>   | <b>第4節 ボランティアの受入（行政課・防災課・税務課・建築施設課・社会福祉協議会）</b>  |                                      |
| 108 | <p>(略)</p> <p><u>2 ボランティアの受入れ</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 県の<u>広域ボランティア支援本部</u>のコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。</p> <p>(略)</p>   | <p>(略)</p> <p><u>2 コーディネーターの役割</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 県の<u>あいち広域ボランティア・NPO支援本部</u>に派遣されたコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。</p> <p>(略)</p>  | <p>「あいち広域ボランティア・NPO支援本部」の設置に伴う修正</p> |
| 109 | <p>4 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等</p> <p><u>(追記)</u></p>  | <p>4 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等</p> <p><u>(1) 県と「あいち広域ボランティア・NPO支援本部に関する協定書」</u></p>  |                                      |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁   | 現行（令和7年2月修正）  | 修正（2026年3月修正）   | 備考                     |
|-----|---|---|------------------------|
|     | <p>(1) 赤十字奉仕団<br/>                     (2) 婦人会<br/>                     (3) 社会福祉協議会<br/>                     (4) 大学生<br/>                     (5) 高等学校生徒<br/>                     (6) その他ボランティア団体<br/>                     (7) 町外からのボランティア<br/>                     (略)</p> <p>[ボランティア受入れの流れ]</p> | <p><u>を締結している団体</u></p> <p>(2) 赤十字奉仕団<br/>                     (3) 婦人会<br/>                     (4) 社会福祉協議会<br/>                     (5) 大学生<br/>                     (6) 高等学校生徒<br/>                     (7) その他ボランティア団体<br/>                     (8) 町外からのボランティア<br/>                     (略)</p> <p>[ボランティア受入れの流れ]</p> |                        |
| 109 | <p><b>第5節 防災活動拠点の確保等（追記）</b></p>  | <p><b>第5節 防災活動拠点の確保等（防災課・学び支援課・環境課・都市整備課・建築施設課）</b></p>   |                        |
| 109 | <p>(1) (略)<br/>                     (2) <u>物資の輸送拠点について、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u></p>   | <p>1 (略)<br/>                     2 <u>物資拠点の効率的な運営を図るため、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。</u></p>  | <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> |
|     | <p><b>第5章 救出・救助対策</b></p>   | <p><b>第5章 救出・救助対策</b></p>   |                        |
| 110 | <p><b>第1節 救出・救助活動（追記）</b></p>   | <p><b>第1節 救出・救助活動（防災課・知多中部広域事務組合）</b></p>   |                        |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁   | 現行（令和7年2月修正）  | 修正（2026年3月修正）   | 備考  |
|-----|---|---|---|
| 111 | <b>第2節 航空機の活用</b> <u>（追記）</u>   | <b>第2節 航空機の活用</b> <u>（防災課・知多中部広域事務組合）</u>   |   |
|     | <b>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>   | <b>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>   |   |
| 113 | 基本方針<br>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、 <u>（追記）</u> 医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科医病院等広範囲な協力体制の確立に務めるものとする。<br><br>(略)  | 基本方針<br>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、 <u>災害薬事コーディネーター</u> 、透析リエゾン、 <u>災害看護コーディネーター</u> 、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科医病院等広範囲な協力体制の確立に務めるものとする。<br><br>(略)   | 医療法の改正に伴う修正及び<br>防災基本計画修正を踏まえた修正                  |
| 113 | <b>第1節 医療・助産（医療救護）</b> <u>（追記）</u>  | <b>第1節 医療・助産（医療救護）</b> <u>（健康課）</u>   |   |
| 115 | <b>第2節 防疫・保健衛生</b> <u>（追記）</u>  | <b>第2節 防疫・保健衛生</b> <u>（健康課・環境課）</u>   |   |
| 115 | 1 防疫<br>(略)<br>(7) 臨時予防接種<br>(略)<br><u>（追記）</u>   | 1 防疫<br>(略)<br>(7) 臨時予防接種<br>(略)<br><u>（8）避難所の生活環境</u><br><u>避難所の生活環境確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。</u> | 「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び<br>防災基本計画修正を踏まえた修正 |
| 116 | 4 栄養指導<br>(略)<br>(2) 町は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、 <u>（追記）</u> 「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。<br><br>(略) | 4 栄養指導<br>(略)<br>(2) 町は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、 <u>県の</u> 「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。<br><br>(略)   | 表記の整理   |
|     | <b>第7章 交通の確保・緊急輸送対策</b>   | <b>第7章 交通の確保・緊急輸送対策</b>   |   |
| 118 | <b>第1節 道路交通規制等</b> <u>（追記）</u>  | <b>第1節 道路交通規制等</b> <u>（防災課・建設企画課・土木管理課）</u>   |   |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁   | 現行（令和7年2月修正）   | 修正（2026年3月修正）  | 備考   |
|-----|--|--|--|
| 120 | <b>第2節 道路施設対策（追記）</b>  | <b>第2節 道路施設対策（防災課・建設企画課・土木管理課）</b>   |  |
| 121 | (略)<br>3 情報の提供<br>(略)<br><u>（追記）</u>   | (略)<br>3 情報の提供<br>(略)<br><b>4 道路占用物件の緊急復旧</b><br><u>大規模災害等によりライフラインが被災し、その復旧に急を要する場合に備え、可能な範囲で、復旧作業の実施に係る手続の簡素化を図るものとする。</u>   | 復旧に係る手続簡素化を推進するため  |
| 121 | <b>第3節 緊急輸送手段の確保（追記）</b>   | <b>第3節 緊急輸送手段の確保（行政課・防災課）</b>  |  |
|     | <b>第8章 水害防除対策</b>  | <b>第8章 水害防除対策</b>  |  |
| 123 | <b>第1節 水防（追記）</b>  | <b>第1節 水防（防災課・土木管理課）</b>   |  |
| 124 | <b>第2節 防災営農（追記）</b>  | <b>第2節 防災営農（商工農政課・土木管理課）</b>   |  |
| 126 | <b>第3節 流木の防止（追記）</b>   | <b>第3節 流木の防止（防災課・土木管理課）</b>  |  |
|     | <b>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>  | <b>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>  |  |
| 127 | <b>第1節 避難所の開設・運営（追記）</b>   | <b>第1節 避難所の開設・運営（政策課・財政経営課・DX課・防災課・ふくし課・障がい福祉課・保険医療課・学び支援課・子育て支援課・健康課・教育課・住民自治課・環境課・社会福祉協議会）</b>   |  |
| 127 | 1 避難所の開設<br>(略)<br>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等 <u>（追記）</u> を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。<br><br>(略)<br>2 避難所の運営<br>(略)<br>(4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮<br><u>避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。</u> | 1 避難所の開設<br>(略)<br>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等 <u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID</u> を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。<br>(略)<br>2 避難所の運営<br>(略)<br>(4) 避難者のニーズ把握と <u>避難生活における良好な生活環境の確保</u><br>避難者のニーズを早急に把握するとともに <u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」</u> を踏まえ、 <u>次の事項に留意し、良好な生活環境の確保に努めること。また、国の災害対応車両登録制度の活用も検討すること。</u><br><u>ア 生活空間の確保</u> | 防災基本計画修正を踏まえた修正<br><br>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正 |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁   | 現行（令和7年2月修正）   | 修正（2026年3月修正）   | 備考   |
|-----|--|---|--|
| 128 | <p>(5) 避難所運営における女性 <u>(追記)</u> の参画等<br/>           避難所の運営における女性 <u>(追記)</u> の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に<u>配慮する</u>ものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保 <u>(追記)</u> など、女性や子育て家庭 <u>(追記)</u> のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>(6) 避難者への情報提供<br/>           (略)<br/>           また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「<u>東浦町避難所運営マニュアル</u>」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。<br/>           (略)</p> <p><u>(8) 物資の配給等避難者への生活支援</u><br/>           (略)</p> <p><u>(9)</u> 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応<br/>           避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者 <u>に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</u></p> | <p><u>避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。</u></p> <p><u>イ 食事の提供</u><br/> <u>避難者の食事の状況を把握し、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮する。そのため、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料確保に努める。</u><br/> <u>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難生活支援マニュアル」を参考に配慮する。</u></p> <p><u>ウ トイレ及び入浴設備の設置</u><br/> <u>快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</u></p> <p>(5) 避難所運営における女性 <u>や子育て家庭</u> の参画等<br/>           避難所の運営における女性 <u>や子育て家庭</u> の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等 <u>への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める</u>ものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置</u> など、女性や子育て家庭、<u>子ども・若者</u> のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>(6) 避難者への情報提供<br/>           (略)<br/>           また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「<u>東浦町避難生活支援マニュアル</u>」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。<br/>           (略)</p> <p><u>(削除)</u><br/>           (略)</p> <p><u>(8)</u> 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応<br/>           避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者 <u>等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した</u></p> | <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁 | 現行（令和7年2月修正）  | 修正（2026年3月修正）   | 備考   |
|---|---|---|--|
|   | <p><u>(追記)</u></p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営<br/>(略)</p> <p>(11) ペットの取扱<br/>必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、<u>(追記)</u> 獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> | <p><u>「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</u></p> <p><u>(9) 在宅避難者等の支援拠点</u><br/>町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</p> <p><u>(10) 車中泊避難を行うためのスペース</u><br/>町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(11) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営<br/>(略)</p> <p>(12) ペットの取扱<br/>必要に応じて、ペットの飼養場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「東浦町避難所運営マニュアル」中の「避難所ペット登録簿」に登録するとともに、飼養場所や飼養ルールを飼い主及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、<u>飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について</u>、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>(13) 避難の長期化に伴う対応</u><br/><u>避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u><br/><u>ア プライバシーの確保状況</u><br/><u>イ 入浴施設設置の有無及び利用頻度</u><br/><u>ウ 洗濯等の頻度</u><br/><u>エ 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</u><br/><u>オ 暑さ・寒さ対策の必要性</u></p> | <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正及び環境省ガイドラインを踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁   | 現行（令和7年2月修正）  | 修正（2026年3月修正）  | 備考              |
|-----|---|--|-----------------|
| 129 | <p>(12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請<br/>(略)</p> <p>(13) 感染症対策<br/>(略)</p> <p>3 広域一時滞在に係る協議等<br/>町は、災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。<br/><u>(追記)</u></p> | <p><u>カ 食料の確保、配食等の状況</u><br/><u>キ し尿及びごみの処理状況</u><br/><u>ク 避難者の健康状態</u><br/><u>ケ 指定避難所の衛生状態</u></p> <p>(14) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請<br/>(略)</p> <p>(15) 感染症対策<br/>(略)</p> <p>3 広域一時滞在に係る協議等<br/>町は、災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。<br/><br/><u>その際には、避難先市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。</u><br/><u>また、県内避難先市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p> | 防災基本計画修正を踏まえた修正 |
| 129 | <b>第2節 要配慮者支援対策 <u>(追記)</u></b>   | <b>第2節 要配慮者支援対策 <u>(防災課・ふくし課・障がい福祉課・保険医療課・住民自治課・社会福祉協議会)</u></b>   |                 |
| 130 | <b>第3節 学校等の避難対策 <u>(追記)</u></b>   | <b>第3節 学校等の避難対策 <u>(子育て支援課・教育課)</u></b>  |                 |
| 130 | <b>第4節 病院等の避難対策 <u>(追記)</u></b>   | <b>第4節 病院等の避難対策 <u>(防災課・健康課)</u></b>   |                 |
| 131 | <b>第5節 応援協力関係 <u>(追記)</u></b>   | <b>第5節 応援協力関係 <u>(防災課・知多中部広域事務組合)</u></b>  |                 |
| 131 | <b>第6節 帰宅困難者対策 <u>(追記)</u></b>  | <b>第6節 帰宅困難者対策 <u>(政策課・DX課・防災課・商工農政課・都市整備課)</u></b>  |                 |
|     | <b>第10章 水・食品・生活必需品等の供給</b>  | <b>第10章 水・食品・生活必需品等の供給</b>   |                 |
| 133 | <p>基本方針<br/>○ 被災住民に対し、最低限必要な水、食糧、生活必需品を供給する。<br/><u>(追記)</u></p> <p>○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、<u>(追記)</u> 夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災</p>   | <p>基本方針<br/>○ 被災住民に対し、最低限必要な水、食糧、生活必需品を供給する。<br/><u>○ 関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム(B-PLo)等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。</u></p> <p>○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資料</u></p>   | 防災基本計画修正を踏まえた修正 |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁   | 現行（令和7年2月修正）   | 修正（2026年3月修正）  | 備考                                  |
|-----|--|--|-------------------------------------|
|     | 地の実情を考慮する <u>ものとする。</u>  | <u>をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u>   |                                     |
| 133 | <b>第1節 給水（追記）</b>  | <b>第1節 給水（防災課・水道サービス課・水循環管理課）</b>  |                                     |
| 133 | <p>1 飲料水供給の方法</p> <p>(1) 給水は<u>上下水道班</u>により行う。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 配水管が破損し<u>送水</u>できない場合は、配水池及び飲料水兼用耐震性貯水槽から <u>（追記）</u> 飲料水を給水する。給水量は1人1日3リットル程度とする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 町は、近くに<u>浄水場</u>や給水所等の給水拠点のない避難所、災害拠点、病院、又はその周辺地域において飲料水を供給するため、飲料水兼用耐震性貯水槽の適切な保守管理に努めるとともに、さらなる整備を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>2 応急給水</p> <p>(略)</p> <p>(3) 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「<u>搬送</u>給水」とするが、内容等により臨機に対応する。</p> <p><u>（追記）</u></p> | <p>1 飲料水供給の方法</p> <p>(1) 給水は<u>水道班</u>により行う。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 配水管が破損し<u>配水</u>できない場合は、配水池及び飲料水兼用耐震性貯水槽から<u>給水車等</u>で飲料水を給水する。給水量は1人1日3リットル程度とする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 町は、近くに<u>配水場</u>や給水所等の給水拠点のない避難所、災害拠点、病院、又はその周辺地域において飲料水を供給するため、飲料水兼用耐震性貯水槽の適切な保守管理に努めるとともに、さらなる整備を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>2 応急給水</p> <p>(略)</p> <p>(3) 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「<u>運搬</u>給水」とするが、内容等により臨機に対応する。</p> <p><u>（4）町は、断水が生じた場合、速やかに断水状況を把握した上で、目標水量を目安にし、応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</u></p> | <p>表記の整理</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> |
| 134 | <b>第2節 食品の供給（追記）</b>   | <b>第2節 食品の供給（防災課・ふくし課・障がい福祉課・保険医療課・学び支援課・教育課・商工農政課）</b>  |                                     |
| 135 | <b>第3節 生活必需品の供給（追記）</b>  | <b>第3節 生活必需品の供給（防災課・ふくし課・障がい福祉課・保険医療課）</b>   |                                     |
|     | <b>第11章 地域安全対策</b>   | <b>第11章 地域安全対策</b>   |                                     |
| 137 | <b>第1節 地域安全対策（追記）</b>  | <b>第1節 地域安全対策（政策課・住民自治課）</b>   |                                     |
|     | <b>第12章 遺体の取扱い</b>   | <b>第12章 遺体の取扱い</b>   |                                     |
| 138 | <b>第1節 遺体の捜索（追記）</b>   | <b>第1節 遺体の捜索（住民課）</b>  |                                     |
| 138 | <b>第2節 遺体の処理（追記）</b>   | <b>第2節 遺体の処理（住民課）</b>  |                                     |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁   | 現行（令和7年2月修正）  | 修正（2026年3月修正）   | 備考              |
|-----|---|---|-----------------|
| 139 | <b>第3節 遺体の埋火葬</b> <u>（追記）</u>   | <b>第3節 遺体の埋火葬</b> <u>（住民課）</u>  |                 |
|     | <b>第13章 ライフライン施設の応急対策</b>   | <b>第13章 ライフライン施設の応急対策</b>   |                 |
| 141 | <b>第1節 電力施設対策</b> <u>（追記）</u>   | <b>第1節 電力施設対策</b> <u>（政策課・DX課・人事課・防災課）</u>  |                 |
| 141 | <b>第2節 ガス施設対策</b> <u>（追記）</u>   | <b>第2節 ガス施設対策</b> <u>（政策課・DX課・人事課・防災課）</u>  |                 |
| 141 | <b>第3節 上水道施設対策</b> <u>（追記）</u>  | <b>第3節 上水道施設対策</b> <u>（水道サービス課・水循環管理課）</u>  |                 |
| 142 | (略)<br>3 応急措置<br>(略)<br>(5) 水道事業者は、応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断された場合、「水道災害相互応援に関する覚書（昭和53年3月29日締結）」により、地域水道連絡協議会、愛知県企業庁長（県営水道の災害による場合のみ。）、日本水道協会愛知県支部長、県の順序に従い応援を要請する。<br>(略)<br><u>（追記）</u> | (略)<br>3 応急措置<br>(略)<br>(5) 水道事業者は、応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断された場合、「水道災害相互応援に関する覚書（昭和53年3月29日締結）」により、地域水道連絡協議会、愛知県企業庁長（県営水道の災害による場合のみ。）、日本水道協会愛知県支部長、県の順序に従い応援を要請する。<br>(略)<br><u>（6）上下水道施設が自然災害等により被災した場合については「災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定（令和7年9月19日）」により、愛知県、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会の順序に従い技術支援業務の応援を要請する。</u> | 新たな協定締結による修正    |
| 142 | <b>第4節 下水道施設対策</b> <u>（追記）</u>  | <b>第4節 下水道施設対策</b> <u>（環境課・水道サービス課・水循環管理課）</u>  |                 |
| 142 | <b>第5節 通信施設の応急措置</b> <u>（追記）</u>  | <b>第5節 通信施設の応急措置</b> <u>（政策課・DX課・人事課・防災課）</u>   |                 |
| 143 | <b>第6節 ライフライン施設の応急復旧</b> <u>（追記）</u>  | <b>第6節 ライフライン施設の応急復旧</b> <u>（防災課・土木管理課・水道サービス課・水循環管理課）</u>  |                 |
| 143 | 1 町及びライフライン事業者等における措置 <u>（追記）</u><br>(略)<br>(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開 <u>（追記）</u><br>合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。<br><u>（追記）</u>             | 1 町及びライフライン事業者等における措置 <u>及び海路・空路の活用</u><br>(略)<br>(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開 <u>及び海路・空路の活用</u><br>合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。<br><u>また、陸路だけでなく、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。</u>  | 防災基本計画修正を踏まえた修正 |
| 144 | <b>第14章 海上災害対策</b> <u>（追記）</u>  | <b>第14章 海上災害対策</b> <u>（防災課・知多中部広域事務組合）</u>  |                 |
| 146 | <b>第15章 航空災害対策</b> <u>（追記）</u>  | <b>第15章 航空災害対策</b> <u>（防災課・知多中部広域事務組合）</u>  |                 |
| 150 | <b>第16章 鉄道災害対策</b> <u>（追記）</u>  | <b>第16章 鉄道災害対策</b> <u>（都市整備課）</u>   |                 |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁   | 現行（令和7年2月修正）  | 修正（2026年3月修正）  | 備考  |
|-----|---|--|---|
| 152 | 第17章 道路災害対策 <u>（追記）</u>   | 第17章 道路災害対策 <u>（政策課・DX課・防災課・建設企画課・土木管理課）</u>   |   |
| 154 | 第18章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策  | 第18章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策   |   |
| 154 | 第1節 危険物等施設 <u>（追記）</u>  | 第1節 危険物等施設 <u>（防災課・知多中部広域事務組合）</u>   |   |
| 155 | 第2節 危険物等積載車両 <u>（追記）</u>  | 第2節 危険物等積載車両 <u>（防災課）</u>  |   |
| 156 | 第19章 大規模な火事災害対策 <u>（追記）</u>   | 第19章 大規模な火事災害対策 <u>（防災課・知多中部広域事務組合）</u>  |   |
| 158 | 第20章 林野火災対策 <u>（追記）</u>   | 第20章 林野火災対策 <u>（防災課・知多中部広域事務組合）</u>  |   |
| 158 | <p>1 実施内容</p> <p>(1) 大規模な火事災害に係る県への連絡 <u>（追記）</u></p> <p>発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。</p> <p><u>（追記）</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>防火水槽、自然水利等による消防活動</u></p> <p><u>（追記）</u></p> <p>直ちに火災現場に出動し、防火水槽、自然水利等を活用し、消防活動を実施する。</p> <p><u>（追記）</u></p> | <p>1 実施内容</p> <p>(1) 大規模な火事災害に係る県への連絡 <u>及び林野火災対応の指揮体制の確立</u></p> <p>発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。</p> <p><u>また、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>消火活動等</u></p> <p><u>次の点に留意し、消火活動を行う。</u></p> <p><u>ア 火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行う。</u></p> <p><u>イ 直ちに火災現場に出動し、防火水槽、自然水利等を活用し、消防活動を実施する。</u></p> <p><u>ウ 滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。</u></p> <p><u>エ 無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握する。</u></p> <p><u>オ 速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等を活用する。</u></p> <p><u>カ 急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報を共有する。</u></p> <p><u>キ 地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行う。</u></p> <p><u>ク 活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。</u></p> | <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁   | 現行（令和7年2月修正）  | 修正（2026年3月修正）  | 備考  |
|-----|---|--|---|
|     | <p>(5) 県及び他市町村への応援要請<br/>町で対処できない場合は、<u>(追記)</u> 県及び他の市町村に応援を求める<u>ことができる</u>。<br/>なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、<u>(追記)</u> 「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県内消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援 <u>(追記)</u> を行う。<br/>(略)</p> <p>(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等被災者の救助、消防活動等に際し、必要があると認めるときは、<u>(追記)</u> 県に対して <u>(追記)</u> 自衛隊の災害派遣要請を依頼する<u>とともに</u>、化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。</p> | <p>(5) 県及び他市町村への応援要請<br/>町で対処できない場合は、<u>早期に</u> 県及び他の市町村に応援を求める <u>(削除)</u>。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合 <u>(削除)</u>、<u>町（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は</u>、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県内消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援の<u>要請</u>を行う。<br/>(略)</p> <p>(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等被災者の救助、消防活動等に際し、必要があると認めるとき <u>(削除)</u>、<u>町は</u>、県に対して <u>早期に</u> 自衛隊の災害派遣要請を依頼する。<u>また</u>、化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。</p> | <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> |
|     | <b>第21章 住宅対策</b>  | <b>第21章 住宅対策</b>   |   |
| 160 | <p>基本方針<br/>(略)</p> <p>○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理 <u>(追記)</u>、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。</p>   | <p>基本方針<br/>(略)</p> <p>○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理 <u>(ブルーシートの展張等を含む)</u>、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。</p>   | <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>                        |
| 160 | <b>第1節 被災宅地の危険度判定 <u>(追記)</u></b>   | <b>第1節 被災宅地の危険度判定 <u>(防災課・建築施設課)</u></b>   |   |
| 160 | <b>第2節 被災住宅等の調査 <u>(追記)</u></b>   | <b>第2節 被災住宅等の調査 <u>(防災課・税務課・建築施設課)</u></b>   |   |
| 161 | <b>第3節 被災者台帳 <u>(追記)</u></b>  | <b>第3節 被災者台帳 <u>(税務課・建築施設課)</u></b>  |   |
| 161 | <b>第4節 公共賃貸住宅等への一時入居 <u>(追記)</u></b>  | <b>第4節 公共賃貸住宅等への一時入居 <u>(建築施設課)</u></b>  |   |
| 162 | <b>第5節 応急仮設住宅の設置及び管理運営 <u>(追記)</u></b>  | <b>第5節 応急仮設住宅の設置及び管理運営 <u>(建築施設課)</u></b>  |   |
| 162 | <b>第6節 住宅の応急修理 <u>(追記)</u></b>  | <b>第6節 住宅の応急修理 <u>(建築施設課)</u></b>  |   |
| 162 | <p>1 県 <u>(追記)</u> における措置<br/>(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 <u>(追記)</u></p>   | <p>1 県 <u>(防災安全局、建築局)</u> における措置<br/>(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 <u>(ブルーシートの展張等)</u></p>   | <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>                        |
| 164 | <b>第7節 障害物の除去 <u>(追記)</u></b>   | <b>第7節 障害物の除去 <u>(環境課・建築施設課)</u></b>   |   |
|     | <b>第22章 学校 <u>(追記)</u> における対策</b>   | <b>第22章 学校等における対策</b>  |   |
| 166 | <b>第1節 気象警報等の伝達、臨時休業等及び避難等の措置 <u>(追記)</u></b>   | <b>第1節 気象警報等の伝達、臨時休業等及び避難等の措置 <u>(子育て支援課・教育課)</u></b>  |   |
| 166 | <p>1 気象警報等の把握・伝達<br/>災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握</p>   | <p>1 気象警報等の把握・伝達<br/>災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に</p>   | <p>表記の整理</p>                                  |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁   | 現行（令和7年2月修正）  | 修正（2026年3月修正）   | 備考                        |
|-----|---|---|---------------------------|
|     | 握に努める。<br>なお、必要に応じ、災害に関する情報及び特定の対策は、町災害対策本部から各学校 <u>（追記）</u> に伝達される。<br>（略）   | 努める。<br>なお、必要に応じ、災害に関する情報及び特定の対策は、町災害対策本部から各学校 <u>等</u> に伝達される。<br>（略）  |                           |
| 166 | <b>第2節 教育施設及び教職員の確保 <u>（追記）</u></b>   | <b>第2節 教育施設及び教職員の確保 <u>（教育課）</u></b>  |                           |
| 167 | <b>第3節 応急な教育活動についての広報 <u>（追記）</u></b>   | <b>第3節 応急な教育活動についての広報 <u>（子育て支援課・教育課）</u></b>   |                           |
| 167 | <b>第4節 教科書・学用品等の給与 <u>（追記）</u></b>  | <b>第4節 教科書・学用品等の給与 <u>（教育課）</u></b>   |                           |
| 168 | <b>第5節 学校給食の応急実施 <u>（追記）</u></b>  | <b>第5節 学校給食の応急実施 <u>（教育課）</u></b>   |                           |
| 169 | <b>第23章 労務供給 <u>（追記）</u></b>  | <b>第23章 労務供給 <u>（人事課・行政課）</u></b>   |                           |
|     | <b>第4編 災害復旧・復興</b>  | <b>第4編 災害復旧・復興</b>  |                           |
|     | <b>第1章 復興体制</b>   | <b>第1章 復興体制</b>   |                           |
| 172 | <b>第1節 復興計画等の策定 <u>（追記）</u></b>   | <b>第1節 復興計画等の策定 <u>（政策課・防災課・商工農政課・都市デザイン課）</u></b>  |                           |
| 172 | <b>第2節 職員の派遣要請 <u>（追記）</u></b>  | <b>第2節 職員の派遣要請 <u>（人事課・行政課・防災課）</u></b>   |                           |
|     | <b>第2章 公共施設等災害復旧対策</b>  | <b>第2章 公共施設等災害復旧対策</b>  |                           |
| 173 | <b>第1節 公共施設災害復旧事業 <u>（追記）</u></b>   | <b>第1節 公共施設災害復旧事業 <u>（各課等）</u></b>  |                           |
| 173 | （略）<br>したがって、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実情に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、可及的速やかに完了するよう施行の促進を図るものとする。<br><u>（追記）</u> | （略）<br>したがって、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実情に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、可及的速やかに完了するよう施行の促進を図るものとする。<br><u>その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u> | 防災基本計画修正を踏まえた修正           |
| 174 | 2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成<br>（略）<br>（2）要綱等<br>ア （略）<br>イ （略）<br><u>ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。</u>  | 2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成<br>（略）<br>（2）要綱等<br>ア （略）<br>イ （略）<br><u>（削除）</u>   | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正 |
| 174 | <b>第2節 激甚災害の指定 <u>（追記）</u></b>  | <b>第2節 激甚災害の指定 <u>（各課等）</u></b>   |                           |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁   | 現行（令和7年2月修正）   | 修正（2026年3月修正）   | 備考              |
|-----|--|---|-----------------|
| 175 | <b>第3節 暴力団等への対策（追記）</b>  | <b>第3節 暴力団等への対策（住民自治課・各施設所管課）</b>   |                 |
| 175 | 1 復旧・復興事業からの暴力団排除<br><u>（追記）復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入（追記）を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。</u><br>(略)                                   | 1 復旧・復興事業からの暴力団排除<br><u>暴力団等が被災地における復旧・復興事業に参入・介入することを防止するための取組を推進する（削除）。</u><br>(略)  | 防災基本計画修正を踏まえた修正 |
| 176 | <b>第3章 災害廃棄物（追記）処理対策（追記）</b>   | <b>第3章 災害廃棄物等処理対策（環境課）</b>  | 表記の整理           |
|     | <b>第4章 被災者等の生活再建等の支援</b>   | <b>第4章 被災者等の生活再建等の支援</b>  |                 |
| 178 | <b>第1節 罹災証明書の交付（追記）</b>  | <b>第1節 罹災証明書の交付（防災課・税務課・建築施設課）</b>  |                 |
| 178 | (略)<br><u>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u> | (略)<br><u>（削除）</u>  | 表記の整理           |
| 178 | <b>第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施（追記）</b>  | <b>第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施（防災課・ふくし課・障がい福祉課）</b>  |                 |
| 178 | <b>第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等（追記）</b>  | <b>第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等（財政経営課・行政課・防災課・税務課・ふくし課・障がい福祉課・保険医療課・会計課・社会福祉協議会）</b>  |                 |
| 179 | (略)<br>4 義援金の受付、支給<br>(略)<br><u>（追記）</u>   | (略)<br>4 義援金の受付、支給<br>(略)<br>5 <u>特別行政相談活動の連絡・調整等</u><br><u>町は、中部管区行政評価局が特別行政相談活動（被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた行政相談窓口の開設、特別行政相談所の開設）を実施する場合、円滑な相談活動の実施に向けて、必要な連絡・調整を図る。</u><br><u>中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する次の特別行政相談活動を行うものとする。</u><br><u>（1）被災者への生活支援情報の提供</u><br><u>（2）専用電話を備えた行政相談窓口の開設</u><br><u>（3）特別行政相談所の開設</u><br><u>特別行政相談活動を実施する際は、県及び町に対して調整等協力を依頼する。</u> | 防災基本計画修正を踏まえた修正 |

風水害等災害対策計画 新旧対照表

| 頁   | 現行（令和7年2月修正）   | 修正（2026年3月修正）  | 備考 |
|-----|--|--|----|
|     | <p><u>5</u> 被災者生活再建支援金<br/>（略）</p> <p><u>6</u> 生活福祉資金の貸付<br/>（略）</p> <p><u>7</u> 災害見舞金<br/>（略）</p> <p><u>8</u> 義援金品等<br/>（略）</p> | <p><u>6</u> 被災者生活再建支援金<br/>（略）</p> <p><u>7</u> 生活福祉資金の貸付<br/>（略）</p> <p><u>8</u> 災害見舞金<br/>（略）</p> <p><u>9</u> 義援金品等<br/>（略）</p> |    |
| 180 | <b>第4節 住宅等対策 <u>（追記）</u></b>   | <b>第4節 住宅等対策 <u>（建築施設課）</u></b>  |    |
| 180 | <b>第5節 労働者対策 <u>（追記）</u></b>   | <b>第5節 労働者対策 <u>（商工農政課）</u></b>  |    |
|     | <b>第5章 商工業・農林水産業の再建支援</b>  | <b>第5章 商工業・農林水産業の再建支援</b>  |    |
| 181 | <b>第1節 商工業の再建支援 <u>（追記）</u></b>  | <b>第1節 商工業の再建支援 <u>（商工農政課）</u></b>   |    |
| 181 | <b>第2節 農林水産業の再建支援 <u>（追記）</u></b>  | <b>第2節 農林水産業の再建支援 <u>（商工農政課）</u></b>   |    |